

川崎市市民栄誉賞要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市市民栄誉賞（以下「栄誉賞」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 市長は、特別にスポーツ、芸術、学術、文化等広く市民に明るい希望と誇りを与えるとともに、川崎市の名を高めることに特に顕著な業績のあったものに対し、次の各号の一に該当するときは、その栄誉を讃え「栄誉賞」を贈るものとする。

- (1) 本市に在住し、又は在住していた者
- (2) 本市内において主に活動している団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が表彰するに値すると認めるもの

(表彰基準)

第3条 栄誉賞の表彰基準は、次のとおりとする。

- (1) オリンピック、世界選手権などの世界的規模の大会で顕著な成績を収めたもの
- (2) 世界的規模の芸術、学術、文化コンクール等で顕著な成績を収めたもの
- (3) その他特に顕著な業績のあったもの

2 前項のものが、再び、これに匹敵するような功績を挙げたときは、「特別賞」を贈呈することができる。

(表彰)

第4条 栄誉賞は、賞状及び副賞とする。ただし、被表彰者が表彰前死亡したときは、その賞状及び副賞はこれを遺族に贈呈する。

(庶務)

第5条 栄誉賞に関する庶務は、市民文化局において処理する。

(その他の必要な事項)

第6条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。